

令和元年度

第5回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 令和元年8月6日(火) 午後1時30分～

場 所 庄原市ふれあいセンター コパリホール

議案1 農地法第3条の規定による許可について

議案2 農用地利用集積計画(8月30日公告)の決定について
及び農用地利用配分計画原案の承認について

議案3 農地法第4条の規定による許可について

議案4 農地法第5条の規定による許可について

議案5 非農地証明申請について

議案6 農地法第3条第2項第5項の規定に基づく別段面積及び区域の指定に
係る基準(案)について

議案7 農地法第3条第2項第5項の規定に基づく別段面積及び区域の指定に
ついて

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸		○
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達		○	24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

今岡委員 廣谷委員

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	石田 泰清		○
係長	原田 淳司	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
				出張所長	石田豊年		○
(西城出張所)				主任	藤原直人	○	
出張所長	國上 章二		○	(比和出張所)			
主任主事	梶原 歩	○		出張所長	小田 雅平		○
				主任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	清水 勇人		○	出張所長	山口 博昭		○
主事	宮永 竣介	○		主任主事	角脇 健太		○

(午後1時30分)

事務局長：ただ今より、令和元年度第5回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 22 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。16番高坂委員、17番金本委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願いします。

議長：それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。受付番号16から19について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしという声)

議長：ないようですので、採決に移ります。受付番号16から19について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

議長：無いようですので、採決に移ります。

「農地法第3条の規定による許可について」受付番号16から19について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長：続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画（8月30日公告）の決定について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員（本庁）：説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和元年7月期の申出分については、別紙「令和元年8月30日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長：続きまして、「農用地利用配分計画原案の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程します。

事務局からの説明を求めます。

(事務局員（本庁）：説明 以下 概略)

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画の案が別紙のとおり提出され意見照会がなされております。

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：無いようですので、採決に移ります。

「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画原案の承認について」提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長：つづきまして議案第3「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。

受付番号1から7について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁):説明 以下 概要)

受付番号1

位置等:説明資料の2ページと3ページに記載
転用事由:合併浄化槽、倉庫敷
資金計画:全額自己資金
他法令:特になし
周辺影響:影響ないと確認
除外手続:除外手続中

受付番号2

位置等:説明資料の2ページと4ページに記載
転用事由:駐車場
資金計画:全額自己資金
他法令:特になし
周辺影響:影響ないと確認
除外手続:除外済

受付番号3

位置等:説明資料の2ページと5ページに記載
転用事由:合併浄化槽
資金計画:全額自己資金
他法令:特になし
周辺影響:影響ないと確認
除外手続:除外手続中

受付番号4

位置等:説明資料の2ページと6ページに記載
転用事由:墓地
資金計画:全額自己資金
他法令:墓地経営許可申請中
周辺影響:影響ないと確認
除外手続:除外手続中

受付番号5

位置等:説明資料の7ページと8ページに記載
転用事由:太陽光発電設備
資金計画:全額自己資金
他法令:事業計画認定済
周辺影響:影響ないと確認
除外手続:除外手続中

受付番号6

位置等:説明資料の9ページと10ページに記載
転用事由:墓地
資金計画:全額自己資金
他法令:墓地経営許可申請中
周辺影響:影響ないと確認
除外手続:農振農用地区域外で除外不要

受付番号7

位置等：説明資料の11ページと12ページに記載

転用事由：墓地

資金計画：全額自己資金

他法令：墓地経営許可申請中

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外手続中

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：ないようですので、採決に移ります。受付番号1から7について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

議長：「農地法第4条の規定による許可について」受付番号1から7について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長：つづきまして議案第4「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号18から21について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号18

位置等：説明資料の2ページと13ページに記載

転用事由：進入路、駐車場

資金計画：全額自己資金

他法令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外手続中

受付番号19

位置等：説明資料の2ページと13ページに記載

転用事由：進入路、駐車場

資金計画：追認申請のためなし

他法令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外手続中

受付番号20

位置等：説明資料の2ページと14ページに記載

転用事由：一般住宅

資金計画：全額借入資金

他法令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外手続中

受付番号 21

位置等：説明資料の 15 ページと 16 ページに記載

転用事由：住宅への進入路

資金計画：全額自己資金

他法令：特になし

周辺影響：影響ないと確認

除外手続：除外手続中

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議長：ないようですので、採決に移ります。受付番号 18 から 21 について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

議長：「農地法第 5 条の規定による許可について」受付番号 18 から 21 について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議長：続きまして、議案第 5 「非農地証明について」を上程します。受付番号 18 から 21 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：説明 以下 概略)

受付番号 18

位置等：説明資料の 9 ページと 17 ページに記載

潰廃事由：申請地は平成 20 年頃から高齢化による労働力不足により耕作できなくなり現在に至る。

現地確認：現地は草木が繁茂し原野化しており農地への復元は困難

受付番号 19

位置等：説明資料の 9 ページと 18 ページに記載

潰廃事由：道路拡張の際、道路敷に取込まれ地目変更登記の整理が出来ておらず現在に至るものと、面積が狭く耕作不便なため平成 2 年頃から耕作を放棄し現在に至る。

現地確認：現地は、道路敷及び草木が茂る原野、山林化しており農地への復元は困難

受付番号 20

位置等：説明資料の 9 ページと 19 ページに記載

潰廃事由：面積が狭く山沿いにあり害獣の被害も多いため平成元年頃から耕作を放棄し現在に至る。

現地確認：現地は、草木が繁茂し農地への復元は困難で非農地と確認

受付番号 21

位置等：説明資料の 20 ページと 21 ページに記載

潰廃事由：平成 5 年頃母がなくなり労働力不足となったことなどから減反としていましたが、管理が行き届かず竹や葎が繁茂し原野化した。

現地確認：現地は、竹や葎が繁茂し原野化しており農地としての復元も困難で非農地と判断

議 長：以上で説明が終わりました。

(出席推進委員さんの意見をお伺いいたしました。)

議 長：ここで質疑・意見を受付けます。

6 番木村委員：受付番号 21 について、資料を見る限り、ここだけなぜ荒廃していったのかと思う。経緯等を詳しく聞きたい。

議 長：担当委員よりお願いします。

18 番前田委員：この農地の面積の 3 分の 1 くらいまで隣接する山から流木と土砂が崩れこんでいる。その土砂等の取り除きや水路の確保をしてまで耕作をする人がいない状況です。申請者も農地から離れたところに居住されており日常の管理が行き届かず原野化している状態です。

議 長：事務局なにか補足がありますか。

事務局：この農地への水路は、土砂に埋まって確認できなかった。

議 長：そのほかありませんか。

6 番木村委員：口和町といえば、畜産が盛んな町なのでこれだけの面積があれば、これまで使い道などあったのではないかと。

18 番前田委員：この農地は、過去に近くの方が借りて作られたことはあったが、周辺より高い状態であり、進入路が土砂崩壊などで入りづらい状態となっている。平成 8 年頃から耕作されず現在は原野化している。

議 長：そのほかありませんか。

7 番三吉委員：受付番号 19 について、18 ページの詳細資料の位置関係がわかりづらい。もっと判りやすい資料作成をお願いします。

議 長：そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

議 長：今回は 1 件ずつ採決いたします。

受付番号 18 について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：受付番号 19 について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数 決定されました。

議 長：受付番号 20 について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：受付番号21について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手多数 決定されました。

議 長：続きまして、議案第6号「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積及び区域の指定に係る基準（案）について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

（事務局係長（本庁）：説明 以下 概略）

「市内の住宅を活用した定住の促進と、それに伴う新規就農者等の受入及び農地の有効活用により、遊休農地の発生防止や解消を図るため、別段の面積を1アールとする地区を1筆ごとに指定する。」にあたり申請手続きなどを規定する。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

（なしの声あり）

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積及び区域の指定に係る基準（案）」について採択したいと思います。

（なしの声あり）

議 長：提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第7号「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積及び区域の指定について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

（事務局員（本庁）：説明 以下 概略）

具体的な指定地域は議案、詳細資料のとおりです。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

（なしの声あり）

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積及び区域の指定」について採択したいと思います。

議 長：提案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：つづいて会長報告を行います。

7月16日 広島県農業会議 会長、事務局長会議出席

7月18日 広島県農業会議常設審議会出席

7月19日 西城農地パトロール出席

7月22日 新規就農者の歓迎会、研修会出席

7月22日から24日 旧庄原農地パトロール出席

7月31日 農地法第3条に伴う別段の面積の指定に伴う現地調査

8月2日 全国女性農業委員協議会の三役会議出席

※松長委員により女性農業委員として報告

議長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(農地係長が、その他事項について説明)

議長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。

これをもって、閉会といたします。(午後2時57分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和元年8月6日

議長

(道下和子)

16番委員

(高坂 勝博)

17番委員

(金本 篤子)
